

## 「社会医学研究」投稿規定

1. 「社会医学研究」は、日本社会医学会（旧称：社会医学研究会）の機関誌であり、社会医学に関する優れた原著（英文抄録をつける）、総説、報告、短報を掲載する。
2. 論文執筆者（筆頭）は、会員に限る。連名者も会員が望ましい。投稿原稿の採否は、査読の上、編集幹事会で決定する。
3. ヒトおよび動物を対象にした研究は、1964 年のヘルシンキ宣言（1975, 83, 89, 96, 2000 年修正）の方針に沿った手続きを踏まえている必要がある。
4. 投稿原稿（図表を含む）には、コピー 2 部（計 3 部）とテキスト形式で保存したフロッピー・ディスクを添付する。（注：次ページの「投稿規定についての補足」を参照のこと。電子メールのみでさしつかえない）
5. 論文の校正は、初稿のみ著者が行う。
6. 論文の別刷印刷は、PDF 公開のために原則受け付けない。特別にかかる費用は著者負担とする。
7. 論文の送付は、原則として日本社会医学会事務局とする。ただし、総会記録特別号や研究総会特別号の場合は、総会担当役員とする。（注：次ページの「投稿規定についての補足」を参照のこと。編集委員長に直接、電子メールで投稿することが可能）
8. 執筆要領
  - （1）原稿本文は和文とし、英、和それぞれ 5 語以内のキーワードをつける。
  - （2）原稿は、A4 版に横 25 字～40 字の範囲で、十分に行間をあけ、横書きで記載する。
  - （3）原著、総説、報告などの枚数は、原則として図表などを含めて、刷り上がり 8 ページ程度（1 ページは約 2,100 字）までとする。原著の英文抄録は、A4 版にダブルスペースで 1 ページ以内とする。
  - （4）原稿には表紙を付け、表題、著者名、所属機関名（以上英文表記）のほか、論文の種別、氏名、メールアドレス（携帯電話以外）、図表数、論文ページ数を記載すること。
  - （5）参考文献は以下の引用例に従い、引用順に番号を付け、論文末尾に一括して番号順に記載する。
    - 雑誌の場合……著者名、表題、雑誌名、年号；巻数：頁－頁、の順に記載する。著者が 3 名を越える場合は 3 名までを記載し、残りの著者は「他」とする。
      - 1) 近藤高明、榊原久孝、宮尾克他、成人男性の骨密度に関する検討. 社会医学研究. 1997; 15: 1-5
      - 2) Murray CL. Evidence-based health policy. Science 1996; 1274: 740-743
    - 単行本の場合……編者・著者名、書籍名、所在地、発行所、発行年、頁の順に記載する。
      - 1) 三浦豊彦編. 現代労働衛生ハンドブック 増補改訂第二版増補編. 川崎：労働科学研究所. 1994: 293-296
      - 2) Murray CL. The Global Burden of Disease. Cambridge, Harvard University Press, 1966: 201-246

## 「社会医学研究」投稿規定についての補足

「社会医学研究」へ投稿される原稿の査読、改訂などの手続きを迅速化するために、原稿を電子ファイルとして以下の2つのメール・アドレスへ送付ください。

星 旦二：star@onyx.dti.ne.jp      櫻井尚子：nao\_sakurai@jikei.ac.jp

電子ファイルを利用して投稿する場合、本文および表は必ず、「MS Word」または「一太郎」、ないしパワーポイントやエクセルを用いた電子ファイルを用いてください。

送付いただき、受理した場合は、受理した状況を返信いたします。

なお、諸事情で、電子ファイル送付が困難な場合のみ、A4紙に書かれた原稿1部（図、表を含む）と、原稿ファイルと、メールアドレスを含め、CDなどを利用した電子記憶媒体とともに、「社会医学研究投稿原稿在中」と明記し、以下のあて先に、郵便ないし宅配便にて送付ください。編集委員は、受理した場合、記載されたメールアドレスに対して受理状況を返信いたします。尚、電子媒体を伴わない紙媒体原稿のみで投稿された場合は、基本的には受理いたしません。多くの投稿を期待いたします。

星 旦二 編集委員長

〒192-0397 東京都八王子市南大沢1-1

首都大学東京 都市環境学部 大学院・都市システム科学専攻域

### 投稿規定の追加事項（暫定）

電子的技術情報を引用文献等としての記載する場合の要領

インターネット等によって検索した電子的技術情報を引用する場合、その書誌的事項を次の順に記載する（WIPO標準ST.14準拠）。

著者の氏名、表題、（記載可能な場合は以下に頁、欄、行、項番、図面番号など）、媒体のタイプを[online]として示し、判明すれば、以下にその掲載年月日（発行年月日）、掲載者（発行者）、掲載場所（発行場所）、[検索日]、情報の情報源及びアドレスを以下の例にならって記載する。データベースからの引用では識別番号（Accession no.）を記載する。

#### 1. インターネットから検索された電子的技術情報の記載例

（日本語での記載例）

新崎 準ほか. 新技術の動向. [online] 平成10年4月1日、特許学会. [平成11年7月30日検索]、  
インターネット< URL : <http://ijj.sinsakijun.com/information/newtech.html> >

（英語での記載例）

Arasaki j et al. Trends of new technology. [online] 1 April 1998, Jpn Assoc Acad Patent. [retrieved on 1998-02-24].  
Retrieved from the Internet:

< URL : <http://ijj.sinsakijun.com/information/newtech.html> >

#### 2. オンラインデータベースから検索された電子的技術情報の記載例

Dong XR, et al. Analysis of patients of multiple injuries with AIS-ISS and its clinical significance in the evaluation of the emergency managements. Chung Hua Wai Ko Tsa Chih 1993;31(5):301-302. (abstract), [online] [retrieved on 1998-2-24]. Retrieved from: Medline; United States National Library of Medicine, Bethesda, MD, USA and Dialog Information Services, Palo Alto, CA, USA. Medline Accession no. 94155687, Dialog Accession no. 07736604.

## 日本社会医学会会則

- 第 1 条 (名称) 本会は、日本社会医学会という。
- 第 2 条 (目的) 本会は、会員相互の協力により、社会医学に関する理論及びその応用に関する研究が発展助長することをもって目的とする。
- 第 3 条 (事業) 本会は、その目的達成のため、次の事業を行う。
1. 研究会の開催
  2. 会誌、論文集などの発行
  3. その他必要な事業
- 第 4 条 本会は、会の目的に賛同し、会費を納める者で構成する。
- 第 5 条 (役員とその選任)  
本会には、理事よりなる理事会、評議員よりなる評議員会及び監事をおく。理事、評議員、監事の任期は 3 年とし、再任を妨げない。
- 第 2 項 評議員は、会員の直接選挙によって選出される。また、理事及び監事は、評議員会の互選によって選出され、いずれも総会において承認されなければならない。
- 第 3 項 本会の監査は、監事がこれに当たる。監事の任期は 3 年として再任を妨げない。
- 第 6 条 (役員の数、及び選出細則)  
理事、評議員、及び監事など本会役員の数、及び選出方法の詳細は選出細則によって別に定める。
- 第 7 条 (総会と事業の運営、及び議決)  
年次予算、会則、会則変更等重要事項の決定は、総会の議決を経なければならない。
- 第 2 項 理事会は、理事長のもとに承認された事業を執行するとともに、予算及び決算、事業計画を評議員会の承認のもとに総会に提出する。
- 第 3 項 総会は、委任状を含め、会員の 4 分の 1 以上の出席で成立する。
- 第 4 項 理事会、評議員会は、委任状を含めて定数の 3 分の 2 以上の出席で成立する。
- 第 8 条 (会費) 会費は年額 7000 円とする。学生・大学院生は年額 3000 円とする。会員は、無料で会誌の配付、諸行事の案内を受けることができる。ただし、研究会の開催など特別に経費を要する場合は、その都度、別に徴収することができる。
- 第 9 条 (名誉会員) 満 70 歳以上の会員のうち、世話人・理事経験のある者、またはそれに等しい功績があると総会で認められた者は、名誉会員に推薦することができる。名誉会員は、会費納入を免除される。
- 第 10 条 本会は、会員の希望により各地方会をおくことができる。
- 第 11 条 本会の諸行事、出版物などは、会員外に公開することができる。
- 第 12 条 本会の会計年度は、毎年 7 月に始まり、翌年 6 月に終わる。

付則 第 1 条 会則第 8 条の会費については、変更前の会費 5000 円（学生・大学院生 2000 円）を 2012 年度分まで適用する。

1960年7月施行、1979年7月一部改正、1993年7月一部改正、1996年7月一部改正、1999年7月一部改正、2000年7月一部改正、2002年7月一部改正、2004年7月一部改正、2006年7月一部改正、2012年7月一部改正

## 日本社会医学会役員選出細則

1. (評議員の選出及び定数)  
評議員は、20名連記による全会員の直接投票によって選出される。全国の会員名簿に登録された全会員（名誉会員を除く）を候補者として投票を行い、得票順位の上位から別に定める定員を選出する。評議員定員は会員10名につき1名を原則とする。ただし、全ての地域（北海道・東北、関東、東海・北陸・甲信越、近畿、中国・四国・九州・沖縄の5地域）に最低4名の評議員が存在するように、選挙管理委員会は、得票順位にもとづき当選者を追加する。  
理事会は、また、性、職種、年齢等を考慮して、指名によって若干名の評議員を追加することができる。
2. (理事の選出及び定数)  
理事は、評議員の互選によって選出される。理事の定数は、10名以内とする。選出された理事は、総会で承認されなければならない。
3. (理事長の選出)  
理事長は、理事会での互選によって選出される。選出された理事長は、総会で承認されなければならない。なお、理事長は、上記2.の規定にかかわらず、指名によって若干名の理事を追加することができる。
4. (理事長の代行の選出)  
理事長は、事故等の理由で職務を遂行できない場合を想定して、理事の中からあらかじめ理事長代行を指名する。
5. (監事の選出及び定数)  
監事は、評議員会において理事に選出された者以外から互選する。選出される監事の定数は2名とし、総会で承認されなければならない。

2000年7月決定、2007年4月24日一部改正、2010年4月10日一部改正

## 日本社会医学会研究倫理審査委員会（暫定規程）

### 1. 主 旨

日本社会医学会は会員相互の協力により、社会医学に関する理論およびその応用に関する研究が発展助長することを目的としている。昨今、研究内容の倫理的な配慮が厳しく問われ、研究計画の実施、研究論文の投稿など研究の実施には、研究者の所属機関等に設置された研究倫理審査委員会の承認が必要になる。

しかしながら、研究倫理審査委員会が設置されていない所属機関等に勤務する学会員も少なからず見られる。よって、そうした日本社会医学会会員の優れた研究を推進させるための倫理的な基盤づくりの一つとして、学会の中に「日本社会医学会研究倫理審査委員会」を設置する。

### 2. 審査対象

日本社会医学会会員が主たる研究者として国内外で実施する研究で、人を対象とした社会医学に関する研究を審査対象とする。

### 3. 審査内容

研究計画書の倫理的な配慮がされているか、科学的であるかなどを審査の対象とする。

### 4. 研究倫理審査委員会委員の選出

日本社会医学会の各職種から選出する。

研究倫理審査委員の任期は理事・評議員の任期に準じるが、研究内容により研究倫理審査委員で対応が困難な研究に対しては、委員会外部の意見を求めることができる。

### 5. 研究倫理審査委員会の開催

必要に応じて随時開催する。

### 6. 研究倫理審査委員会審査経費

審査 1 件につき 1 万円を学会に納付する。納付を持って研究倫理審査委員会を開催する。

### 7. 倫理審査判定

- 1) 承認
- 2) 条件付き承認
- 3) 不承認（再申請）

研究倫理審査委員会 委員長 波川京子（委員：小橋 元、平田 衛）

2013 年 4 月 17 日制定、2011 年 7 月 23 日委員指名

編集後記

みなさま、日本社会医学学会 30 巻 2 号に掲載された質の高い総説論文 2 編、原著論文 15 編、そして研究報告 1 編をご覧ください。

いずれの論文も、人が豊かに生きるための社会的なしくみづくりにおいて、科学的エビデンスとして活用していただける意義ある優れた論文ではないかと思えます。投稿いただきました先生方と、丁寧な査読をいただきました先生方に心からの感謝を申し上げます。

総説は、以下二本です。

登坂由香らは、「暮らしと仕事と慢性腎疾患 (CKD)」をテーマとして、CKD 予防は、生活や労働条件の全体的改善という集団的、社会的アプローチを必要とする重要で、かつ緊急性の高い「社会医学」的課題であり、診断に用いる血清クレアチニン濃度から推算される GFR と、随時尿サンプルについての試験紙法によるタンパク尿検査の妥当性の脆弱さが大きな障壁であり、その抜本的改良が必要であることを報告しています。

宮尾茂は、「大麻 (マリファナ) 規制の是非について」をテーマとして、医療の専門家は、10 ~ 20 歳代前半の若年者には大麻の害が深刻であると警鐘を鳴らし、わが国の場合、薬物汚染は深刻な状況にはないが、現段階で大麻の流行を防がねば、欧米と同様手遅れ状態に陥ることを警告しています。

原著論文としては、以下 15 本です。

児玉小百合らは、「中年都市住民の 5 年後生存を予測する主要食品群からみた食事の多様性」をテーマとして、4,443 名を追跡し、5 年間の累積生存率は、主要食品を多様に摂取していた者ほど高く維持されていることを報告しています。

中久木康一らは、「東日本大震災後の居住環境による歯と口の健康への影響に関する調査報告」をテーマとして、宮城県牡鹿郡女川町に居住する合計 1,208 名を分析し、一定の歯科的支援が避難所生活者と親類宅生活者に届き、歯や口の健康状態の改善に寄与したと考えられたが、初動は遅く、在宅者には情報が届いていないことが明らかとなったことを報告しています。

山路 学らは、「高齢者介護施設における職員満足に関する要因の構造分析」をテーマとして、高齢者介護施設の管理者および職員が考える職員満足の構造について明らかにすることを目的に、質問紙調査を実施し、施設の施設管理者 124 件と職員は 320 件をもちいて関連構造を分析し、施設管理者の考える職員満足は、介護技術、情報共有、評価が直接高めており、職員の考える職員満足は、シフトの自由度、会議での発言に関係する職場環境が直接高められていることが明らかとなったことを報告しています。

高橋 和行らは、「介護保険料滞納者の実態に関する自治体調査」をテーマとして、全市区町村 1,750 自治体を対象にして、介護保険料滞納者の生活・身体的状況を調査し、滞納者の医療サービスの受診機会が経済的理由により制限されていたこと、健康状態が良好で無いことなどの問題が見られたことを報告しています。

鈴木 享子は、「分娩経過中の「姿勢コントロール行動」に対する自己効力感が出産の達成感に及ぼす影響—初産婦の出産準備学習へ社会的認知理論を応用して—」をテーマとして、初産婦 62 名を対象とし、姿勢コントロール行動 (以下 PCB とする : posture control behavior) を学習した場合、分娩経過中の PCB に対するセルフエフィカシー (以下 SE とする) が出産の達成感に影響を及ぼすことを構造的に明確にできることを報告しています。

王碩らは、「The mediating effect of social interaction on the association between socioeconomic status and health status among Chinese elderly in Tibet」をテーマとして、中国チベット高齢者 1,979 名を分析し、社会経済地位が高いほど、よりよい健康状態を持っている可能性が高く、社会的相互作用が、社会経済地位と健康状態との関連に対して媒介効果がみられたことを踏まえて、社会的相互作用を向上させることによって、チベット都市在住高齢者の社会経済的格差から健康状態の較差を減少させる可能性が示唆されたことを報告しています。

孔凡磊らは、「Gender Differential on the Structural Relationship between Socioeconomic Status, Mental Health and Need for Long-term Care: A Cross-sectional Study among Tibetan Elderly」をテーマとして、チベットの高齢者 1,836 人を調査し、高齢者の要介護度は、社会経済要因からの直接的な影響の他に、精神的健康を経由する間接的な効果が示されたことを報告しています。

宮本恭子は、「明治期からの助産師職の発展と乳児死亡の関連—鳥根県の検討—」をテーマとして、明治期から

の鳥根県の近代産婆は、医師不在の山間地域における乳児保護に多大な貢献をしたという実態が明らかになったことを報告しています。

藤井暢弥らは、「要介護状況別にみた都市郊外高齢者の食生活状況と3年後生存との関連」をテーマとして、都市郊外高齢者の食生活頻度と3年後生存との関連を要介護状況別に明確にするために、65-84歳 11,977人を分析対象として分析し、要介護状態にかかわらず、乳製品と野菜料理を毎日摂取する割合は生存のほうが死亡よりも有意に高い一方で、大豆食品や乳製品を摂取しない割合は死亡のほうが生存よりも有意に高かったことを報告しています。

さらに、藤井暢弥らは、「要介護状態にない都市郊外高齢者の健康寿命を規定する社会経済的要因、健康三要因と食生活状況との因果構造」をテーマとして、要介護ではない都市郊外高齢者の健康寿命を規定する社会経済的要因、健康三要因と食生活状況との因果構造を明確にすることを目的に、7,646人を分析対象として、三年間追跡し、要介護状態にない都市郊外高齢者の3年後の健康寿命は、健康三要因に規定されていたものの、男性の食生活状況は、健康寿命への影響をほとんど示さなかったことを報告しています。

渡部月子らは、「都市郊外在宅高齢者における就労と3年後の健康寿命との関連構造」をテーマとして、在宅高齢者 13,195人を追跡し、要介護度2以上の高齢者を除く7,810人を解析し、要介護状態にない高齢者の就労は、健康寿命に直接影響せず、健康3要因や社会経済的要因が交絡要因として就労と健康長寿と関連していることを報告しています。

さらに、渡部月子らは、「都市郊外在宅高齢者における就労状態別にみた3年後の累積生存率」をテーマとして、都市郊外に居住する高齢者を対象として就労状態と3年後の生命予後との関連要因を明らかにしています。男女65-84歳の7,646人を分析対象として、要介護状態にない都市郊外高齢者における累積生存率は、男女とも、就労高齢者に比べ無就労高齢者が統計上有意に ( $P<0.05$ ) 低下することを報告しています。

後藤らは、韓国・日本における高齢者の終末期ケアのあり方と今後の方向性をテーマとして、施設管理者と職員への調査を実施し、日本312票、韓国215票の統計的分析を行っています。その結果、終末期ケアは両国とも在宅死が減少し、病院死が約8割を占めています。また、両国共に本人の意思決定でなく、家族の意思決定が多く、韓国では日本より自然死を望む傾向がある一方で、家族は親孝行したいという思いが強く、最後まで延命治療を望む傾向が見られた事を報告しています。

楊らは、「日本の47都道府県別に見た死亡率、要介護認定割合そして社会経済的要因との関連」をテーマとして、経年データを分析し、経年的に見た死亡率の低減化と要介護割合の低減化をみると、社会経済的要因と統計学的にみて有意に関連していることを明確にしています。

艾斌らは、「日本と中国の高齢者における社会経済地位が健康に及ぼす影響に関するメカニズム研究——東京都多摩市と遼寧省瀋陽市の追跡データを中心に」として、日中両国の高齢者における社会経済地位が健康状況と生存時間に影響するメカニズムを解析しています。分析対象は、瀋陽市で2,766名を9年間、多摩市で8,162名を7年間追跡して明確にしたものです。その結果、両市共に、健康状況に対する社会経済地位からの直接的な効果は小さく文化的余暇活動を経る間接的な影響があることが示されています。

研究報告は、以下一本です。

青地ゆりらは、「子どもの体力と社会・経済・文化的要因の関連に関する研究：地域行政基礎データを用いた生態学的研究」をテーマとして、地域レベルからみた子どもの体力と社会・経済・文化的要因の関連について検討することを目的に、地域行政基礎データを用いた統計的解析を行い、地域レベルの子どもの体力に影響を及ぼす社会・経済・文化的要因が子どもの性別および年齢で異なる可能性が示唆されたことを報告しています。

皆様のご支援により、念願でありました年間2号の学会誌発行が定例化できました。多くの皆さまからの質の高い論文投稿に心からの感謝を申し上げます。また、ご多忙中にもかかわらず、査読いただきました先生方には心より感謝いたします。私が編集委員をさせていただいた4年間で、投稿いただきました全投稿論文74編の中で、掲載出来なかった論文総数は5編でした。この背景としては、査読された先生方の丁寧で建設的な提案が得られたことを反映しています。心からの感謝を申し上げます。修正論文の再投稿も期待しています。

また、校正、印刷、製本など全てのプロセスにおいて、今回もまた宮尾克先生には多大なるご支援をいただきました。心より感謝いたします。

今後とも会員の皆さまから、健康課題を社会医学的に捉えた、意義のある質の高い論文が投稿されますこと、心より期待しています。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

日本社会医学編集長 星 旦二

日本社会医学副編集長 櫻井尚子

査読いただきました、先生方に、感謝いたします。

高鳥毛敏雄、黒田研二、児玉小百合、田野ルミ、中山直子、関谷栄子、中村賢治（前回）、巴山玉連、櫻井尚子、  
星 旦二

